

介護老人福祉施設重要事項説明書

< 令和6年4月1日現在 >

渋谷区あやめの苑・代々木において実施する介護老人福祉施設サービスは、事業者である渋谷区が社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団に委託して行う事業です。

1 特別養護老人ホーム 渋谷区あやめの苑・代々木の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	渋谷区あやめの苑・代々木
所在地	渋谷区代々木三丁目35番1号
サービス	介護老人福祉施設
介護保険指定番号	東京都 1371300235 号

(2) 同施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1人		短期、通所兼務	1人
医師			2人		2人
生活相談員 介護支援専門員	介護支援専門員 社会福祉士	3人		短期兼務	3人
栄養士	管理栄養士	1人		〃	1人
機能訓練指導員	作業療法士	1人		短期兼務	1人
看護職員	看護師	7人		短期兼務	7人
介護職員	介護福祉士 ヘルパー1・2級	33人	7人	〃	40人
調理員	調理師	5人	2人	〃	7人

(3) 同施設の設備の概要

定員	70人	静養室	1室 2床
居室	4人部屋	8室 31床 (1室38.966㎡以上)	医務室
	3人部屋	4室 12床 (1室28.860㎡以上)	食堂(デイルーム)
	2人部屋	2室 4床 (1室32.063㎡)	機能訓練室
	個室	23室 23床 (1室10.757㎡以上)	談話室(喫茶コーナー)
浴室	一般浴槽、特殊浴槽		

2 サービス内容

当施設においては、ケアプランの立案の過程において、利用者の心身の状態を正確に評価し、その結果をもとに、利用者の方及びご家族のご希望を十分お聞きし、サービス計画を立案いたします。その内容は、食事、入浴、介護、機能訓練、生活相談、健康管理、レクリエーション、日常費用支払代行などが盛り込まれます。

・食事

朝食 午前 7時45分 ~ 午前8時45分

昼食 午前11時45分 ~ 午後0時45分

夕食 午後 5時30分 ~ 午後6時30分

身体・嚥下状態に応じた食事を提供いたします。出前食等を注文することもできます。

- ・入浴
週2回入浴（一般浴・特別浴）していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合があります。
- ・介護
施設サービス計画に沿って利用者の自立性を尊重した介護を行います。
- ・機能訓練
状態に応じ専門の職員を中心に行います。
- ・生活相談
常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- ・健康管理
当施設では、年間1回健康診断を行います。必要に応じて管理医・看護師が健康についてのご相談を受けます。
- ・理美容サービス
当施設では月2～3回理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。
- ・行政手続き代行
行政手続きの代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は生活相談員にお申し出ください。
- ・日常費用支払代行
介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。ご希望の際は生活相談員にお申し出ください。ただし、手続きにかかる経費はその都度お支払いいただきます。

3 利用料金

- (1) 介護保険給付対象サービス（契約書第4条の1）及び【契約書別紙】1 介護保険法が定める法定料金を参照。
- (2) その他介護給付サービス加算【契約書別紙】の1 介護保険法が定める法定料金を参照。
- (3) 介護保険給付対象外のサービス（契約書第4条の2）及び【契約書別紙】2 所定料金を参照。

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用（食材費及び調理費）

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当分の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

※居住に要する費用について

感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方であって、入所期間が30日以内である方や、著しい精神症状等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した方」の場合の利用料金は多床室扱いとします。

③日用品費（シャンプー・石鹸・歯ブラシ・ティッシュペーパー等日常的に必要な物品代）

④医療費（定期的に施設管理医・従事医より診察を受ける・薬処方等の費用）

⑤その他の費用（出前食・理美容・個人用生活用品・嗜好品の購入費用）

※個人の要望に応じ、お申し付けください。施設で支払い代行した分を領収書添付の上、利用料と一緒に指定口座よりお引き落としいたします。

（４）支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに現金又は事業者が指定する金融機関に振込の方法によりお支払いください。口座振替の場合は、利用翌月27日に利用者の指定する金融機関の口座から引き落としになります。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4 入退所の手続き

（１）入所手続き

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

（２）退所手続き

①利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の1か月前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ・平成27年4月1日以降入所した利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援、要介護1又は2と認定された場合
- ただし、要介護1又は2と認定された方であっても居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合には、契約は更新されるものとします。
- ※この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくこととなります。
- ・利用者が死亡した場合

③その他

事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、ご本人またはご家族との了解を得られた場合、30日間の予告期間を短縮することができます。

- ・利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ・利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3か月以内に退院できる見込がない場合又は、入院後3か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ・利用者の病状・心身の状態が著しく悪化し、当施設での医療・介護サービスの提供では適さないと嘱託医師及び施設管理者が判断した場合
- ・利用者及び家族・代理人等が故意又は重大な過失により、事業者やサービス従事者又は他の利用者等の生命・身体・財産・信用・人格等を著しく傷つけ、又は事業者の事業運営に支障を及ぼす行為を行った場合
- ・利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ・やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

5 当施設のサービスの特徴等

（１）運営の方針

老人福祉法の基本理念及び“人を大切にする”“人に対する思いやり”を施設運営の基本とし、信頼される質の高いサービスの提供に努めます。

- ①安全に明るく穏やかに生活できるよう、可能な限りの自己実現や自立支援への援助を行います。
- ②ご本人又はご家族の意向を尊重し、一人ひとりに合わせた介護を行います。
- ③地域の中にある地域の施設として、開かれた施設づくりをめざします。
- ④職員は、専門職員としての自覚をもち、常に知識・技術の向上をめざし、より人間性豊かな介護を求め努力します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

面会時間は原則として午前9時～午後9時となっております。

緊急の場合はご相談ください。

②外出

外出に際しましては、外出届をご記入の上、必ずご家族等がお付添いください。

③外泊

外泊に際しましては、外泊届をご記入ください。

④酒・たばこ

お酒は晩酌や行事の時など飲むことができます。

渋谷区区有施設禁煙方針に基づき、苑庭を含め施設内外は全面禁煙となっております。

⑤施設外での受診

原則自由です。専門的治療が必要な場合、医師の指示により協力病院等に通院又は入院となります。

⑥選挙

選挙は公職選挙法に基づき、当施設でも不在者投票をすることができます。

⑦宗教活動等

施設内での他の利用者、ご家族に対する宗教活動等をご遠慮願います。

6 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先	
氏名	氏名
住所	住所
電話番号	電話番号
続柄	続柄

7 防災対策

防災対策は、全館スプリンクラーの設置・消火栓・消火器・感知器・自動火災報知機・非常通報装置・非常口指示板等が設置されております。また、地域の皆様との協力体制をとっています。

防災訓練：月1回

8 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、あやめの苑・代々木のサービス提供を継続的に行い、

早期に業務再開を図るため、業務継続計画を策定し研修と訓練を実施します。計画については適時見直しなどを行い、必要に応じて変更を行います。

9 身体拘束の適正化

サービス提供にあたり、身体拘束適正化マニュアルに沿って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（利用者、他の利用者の生命、身体に危険が及ぶ緊急性、身体拘束以外に生命、身体に危険が及ぶことを防止できない非代替性、危険が及ばなくなった場合は直ちに解除を行う一時性の条件を満たした場合）を除き、身体拘束を行いません。

10 人権擁護及び虐待防止

高齢者虐待防止に関する法令及び他の規範を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決める措置を講じます。

施設は、サービス提供中に職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待が疑われる場合には、利用者の保護と共に、速やかにこれを区に通報します。

11 サービスに関する相談・苦情

①当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当 生活相談員

電 話 03-3372-1103

受付時間 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

②その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口、又は東京都国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

区市町村名 渋谷区

担 当 福祉部介護保険課介護相談係

電 話 03-3463-3304

東京都国民健康保険団体連合会

担 当 苦情相談窓口（専門の相談調査員）

電 話 03-6238-0177（直通）

受付時間 月～金曜日（土・日・祝日を除く） 午前9時から午後5時まで

12 受託者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 長谷部 健	
本部所在地	渋谷区渋谷一丁目18番9号	
電話番号	03-5464-6810	
施設・拠点等	1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	2か所
	2 短期入所生活介護及び 介護予防短期入所生活介護	2か所
	3 通所介護及び第一号通所事業	1か所
	4 地域包括支援センター	11か所
	5 母子生活支援施設	1か所
	6 障害福祉サービス事業所（生活介護）	1か所
	7 授産施設	1か所
	8 障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	2か所
	9 認定こども園	5か所
	10 保育園	1か所

年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

<事業者住所> 渋谷区宇田川町1番1号
<事業者名> 渋谷区
<代表者> 渋谷区長 長谷部 健 印

受託者

<受託者住所> 渋谷区代々木三丁目35番1号
社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団
渋谷区あやめの苑・代々木
<説明者> 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所>
<氏名> 印

(代理人)

<住所>
<氏名> 印